

平成 21 年 4 月 15 日

各 位

会社名 株式会社レナウン
代表者 代表取締役社長 中村 実
(コード番号 3606 東証第一部)
問合せ先 法務・IR部長
山内 浩史
(Tel : 03-5496-8092)

当社定時株主総会における株主提案に対する当社の考え方について

当社は、平成 21 年 4 月 3 日に開示いたしましたとおり、当社の株主である、SPICA 2 号投資事業組合の業務執行組合員である藤澤 信義氏及びネオラインキャピタル株式会社 代表取締役 千葉 信育氏より、平成 21 年 5 月 28 日開催予定の当社第 5 回定時株主総会（以下「本総会」といいます）における株主提案権行使に関する書面を受領いたしました。

当社は当該株主提案の議案及びその内容について慎重に検討いたしました結果、以下の結論となりましたので、お知らせいたします。

なお、当該株主提案の内容については別紙「株主提案の概要」をご参照ください。

記

株主提案に係る議案 1 取締役 5 名選任の件

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社現取締役 5 名全員は、本総会終了時を以って任期満了となりますが、新しいレナウンを作るため、本総会において再任を求めず、本総会終了を以って退任する意向です。当社取締役会としては、取締役を刷新し、当社社内より、新任取締役候補者北畑稔氏（47 歳）、神保佳幸氏（46 歳）及び玉井康利氏（47 歳）の 3 氏、並びに社外取締役として、前産業再生機構執行役員であった片山龍太郎氏、デザイナーである石津祥介氏の両氏、の合計 5 名の選任を会社提案としてご提案いたします。当社の事業運営及び将来の発展のためには、前期に断行しました事業構造改革を基にして、従来からのしがらみのない若い活力のある経営陣に当社経営を委ねることが当社にとり最適であると考え、上記北畑稔氏、神保佳幸氏及び玉井康利氏の 3 氏の選任を求めるものです。また、社外各界から有識者を招聘し、取締役会の機能を強化すべく片山龍太郎氏、石津祥介氏の両氏を社外取締役候補者として選任を求めます。片山龍太郎氏は、前産業再生機構執行役員としてカネボウ等の再建に功績があり、また、現在は、ガバナンス、内部統制、コンプライアンス等に関する助言会社であるジュリアーニ・パートナーズ日本の代表者です。片山龍太郎氏は、当社事業の再生、そして、当社のガバナンス、内部統制、コンプライアンス等の確立のため社外取締役候補者として適任であります。また、石津祥介氏はファッションデザイナーとして、ヴァンヂャケットのブランド確立などに功績があり、現在、社団法人日本メンズファッション協会

常任理事であります。ファッション企業である当社にとり、消費者の皆様に支持される商品作りは、事業基盤の前提をなすものであり、ファッションデザイナーである石津祥介氏は、社外取締役として適任であります。以上の通り、当社が推薦する社外取締役候補者 2 名は、それぞれ当社の事業運営及び将来の発展のため適任であると考えております。

つきましては、会社提案として提案いたします社外取締役候補者 2 名を含む 5 名の候補者を取締役に選任していただくことがもっとも適切であると考えております。

以上の理由から、取締役会は、本議案に反対いたします。

株主提案に係る議案 2 取締役の報酬額改定及び株式報酬型ストックオプションの内容決定の件

取締役会としては、本議案に反対いたします。

但し、取締役の金銭報酬額の削減につきましては、会社提案に係る議案におきまして、現行の 2 億円から 1 億円に削減する旨のご提案をさせていただきます。

本議案は、取締役の金銭報酬額を削減し、これに代わり、株式報酬型ストックオプションを割当てることで、取締役が中長期にわたって株価に責任を負わずことで業績向上と企業価値向上へのインセンティブとなるとしております。しかしながら、行使期間は割り当ての日から 1 年を経過した日から 10 年を経過する日までと設定されていることから、在任中であっても 1 年を経過した段階で権利行使し、経済的利益の獲得に繋がるものであります。これは、取締役の短期的な経済的利益を獲得する機会を与える可能性があるものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に反するものと判断いたします。

また、権利行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションの導入は、多額の費用計上を伴うものであることから、現在の厳しい当社の経営環境に鑑み、株式報酬型ストックオプションの導入は時期尚早であると判断いたします。

以上の理由から、現在におきましては株式報酬型ストックオプションの導入は必要ないと判断し、本議案に反対いたします。

株主提案に係る議案3 従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は当社及び当社グループ会社の従業員に対し新株予約権 10 万個を上限に無償で発行するものであります。新株予約権 1 個あたりの株式数は 100 株であることから最大で当社普通株式 1,000 万株を発行する可能性があります。現在の当社発行済株式総数は 47,614,501 株であり、当社株式の大幅な希薄化を招く可能性があるものであります。また、権利行使期間は 8 年間と長期間に渡るものであり、権利付与日から権利行使期間開始日の前日までの期間において、多額の費用計上を伴うことから、現在の厳しい当社の経営環境に鑑み、先ず、復配並びに現在実行しております従業員の給与カットを復元することが士気高揚に資するものと考え、本議案のストックオプションの導入は時期尚早であると判断いたします。

以上の理由から、現在におきましては従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の割当は必要ないと判断し、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙)「株主提案の概要」

株主提案に係る議案1 取締役5名選任の件

1. 提案の内容

以下の取締役候補者5名を取締役として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主な略歴及び他の会社の代表状況等
1	中村 実 (昭和25年9月12日生)	昭和48年3月 立教大学経済学部卒業 昭和48年3月 株式会社レナウン入社 平成11年8月 同社執行役員 平成13年4月 同社取締役 平成18年5月 株式会社レナウン取締役執行役員 平成20年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成20年5月 同社経営全般担当(現任)
2	武藤 彰宏 (昭和29年11月2日生)	昭和52年3月 成蹊大学経済学部卒業 株式会社レナウン入社 平成16年9月 株式会社レナウンダーバンホールディングス(現株式会社レナウン)執行役員 平成17年5月 同社取締役(現任) 平成20年5月 同社経営企画担当(現任)
3	佐谷 聡太 (昭和31年12月24日生)	昭和54年3月 同志社大学法学部卒業 昭和54年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 平成8年12月 株式会社ジェイ・ピー・エス・エス代表取締役社長 平成16年2月 株式会社イーエックスコミュニケーションズ(現株式会社MIコミュニケーションズ)代表取締役社長 平成18年1月 株式会社セシール代表取締役社長 平成20年9月 ネオラインキャピタル株式会社事業開発担当(現任) 平成21年1月 株式会社大多喜ヒルズリゾート代表取締役(現任)
4	木村 剛 (昭和37年5月2日生)	昭和60年3月 東京大学経済学部卒業 昭和60年4月 日本銀行入行 平成10年3月 KPMGフィナンシャル・サービス・コンサルティング株式会社(現株式会社フィナンシャル)代表取締役社長(現任) 平成16年2月 ナレッジフォア株式会社代表取締役会長(現任) 平成17年6月 日本振興銀行株式会社取締役会長(現任)
5	藤澤 信義 (昭和45年1月17日生)	平成10年3月 東京大学医学部卒業 平成17年10月 株式会社ライブドアクレジット(現ネオラインキャピタル株式会社)代表取締役社長 平成19年8月 かざか債権回収株式会社(現パルティール債権回収株式会社)代表取締役(現任) 平成20年6月 株式会社イッコー代表取締役会長(現任) 平成20年7月 株式会社フロックス代表取締役会長 平成20年10月 株式会社ネクストジャパンホールディングス代表取締役社長(現任) 平成21年4月 NLHD株式会社代表取締役社長(現任)

注:

- (1) 取締役候補者佐谷聡太はネオラインキャピタル株式会社の事業開発担当であり、取締役候補者木村剛は日本振興銀行株式会社の取締役会長であり、取締役候補者藤澤信義はNLHD株式会社の代表取締役社長である。
- (2) 取締役候補者木村剛及び藤澤信義は、社外取締役候補者である。
- (3) 木村剛及び藤澤信義を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりである。
 - ① 木村剛については、銀行経営者としての豊富な経験と高い見識をもって、株式会社レナウンの経営に寄与していただくため、社外取締役としての選任を要請する。
 - ② 藤澤信義については、企業経営者としての豊富な経験、金融関連業務に関する知識等をもって、株式会社レナウンの経営に寄与していただくため、社外取締役としての選任を要請する。
- (4) 取締役候補者佐谷聡太及び木村剛は、株式会社レナウンの株式を保有していない。取締役候補者藤澤信義は、株式会社レナウンの筆頭株主SPICA 2号投資事業組合の業務執行組合員として同組合を介して間接的に株式会社レナウンの株式を保有している。

2. 提案の理由

現取締役全員(5名)は、本年5月28日開催予定の第5回定時株主総会終結の時をもって任期満了となる。そこで、経営の継続性を維持しつつ、経営体制の一層の強化と経営効率の改善を図るため、経営と執行の分離を進め、責任の所在の明確化を図るとともに迅速な経営判断とその実行をなす体制を整えることが必要である。このため現経営陣をリードし、既存の事業基盤を維持してきた中村実及び武藤彰宏を再選して、事業改革に注力させるとともに、新たに、佐谷聡太、木村剛及び藤澤信義の3名を取締役として選任し、上記取締役5名による経営体制を導入することを提案するものである。なお、今般、現任取締役3名の改選として、佐谷聡太、木村剛及び藤澤信義を、新たに取締役として選任することを提案する理由は、次のとおりである。

取締役候補者佐谷聡太は、アパレル等通販大手である株式会社セシール(東証1部上場)

の元代表取締役社長であり、社長就任直前期まで3期連続の経常赤字であった同社において、就任後速やかに経営改善策を実行し、就任1年目で4期ぶりの経常黒字を達成するとともに在任中は経常黒字を継続した。現在、株式会社レナウンの筆頭株主SPICA 2号投資事業組合の業務執行組員ネオラインキャピタル株式会社の事業開発担当であり、その経営参画により幅広いシナジー効果が見込まれる。

取締役候補者木村剛は、日本銀行出身で、日本振興銀行株式会社の取締役会長であり、内閣府経済動向分析検討チーム委員、経済同友会消費者問題委員会副委員長、日本内部統制研究学会理事などの要職を歴任し、その経験、見識は株式会社レナウンの経営改革に寄与するものと期待される。とりわけ、前記のとおり業績が低迷し、同社においてコーポレートガバナンスが十分に機能していない状況にあると見込まれることから、適正な業務執行及びコーポレートガバナンス機能の充実強化を図ることのできる人材を登用し、経営体質を抜本的に変革する必要があるところ、木村剛は、その経歴等に照らし、最適な人材であると見込まれる。

取締役候補者藤澤信義は株式会社レナウンの筆頭株主SPICA 2号投資事業組合の業務執行組員であり、NLHD株式会社の代表取締役社長である。旧株式会社クレディア（元東証1部上場）や株式会社イッコー（大証2部上場）及び株式会社ネクストジャパンホールディングス（東証マザーズ上場）の企業再生を成功させた実績を持ち、企業経営者としての豊富な経験及び金融関連業務に関する知識等を株式会社レナウンの経営に反映させることは、同社のオペレーション及び財務の強化に繋がるとともに、その経営参画により幅広いシナジー効果をもたらされることが見込まれる。

株主提案に係る議案2 取締役の報酬額改定及び株式報酬型ストックオプションの内容決定の件

1. 提案の内容

(1) 取締役に対して支給する報酬等につき、以下のとおりとする。なお、以下の各分類の報酬等はそれぞれ別枠とする。

(a) 年額報酬

取締役の金銭報酬の総額は平成15年12月25日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内とする旨決議されて今日に至っているところ、かかる金銭報酬の総額を年額1億円以内と改定する。

(b) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等

新たに取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額1億円を上限として設ける。

(2) 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりとする。

(a) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

1万個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式会社レナウン普通株式100万株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、株式会社レナウンが同社普通株式につき、株式分割（同社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、同社が合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(b) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (c) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日から1年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で株式会社レナウンの取締役会が定める期間とする。
 - (d) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、株式会社レナウンの取締役会の決議による承認を要する。
 - (e) その他の新株予約権の行使の条件
その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する株主総会または取締役会において定める。
- (3) 現在の取締役は5名であるところ、第5回定時株主総会にて提案を予定する前記取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合は、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となる。

2. 提案の理由

- (1) 株式会社レナウンの取締役の報酬の総額は、平成15年12月25日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内と決議されて現在に至っているところ、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮して、今般、取締役に対する報酬制度に関して、同社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも同社の株主と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上へのインセンティブを高めること等を目的として、同社取締役の報酬等を、前記第5号議案1. 提案の内容記載のとおり改定し、(a)年額報酬、及び(b)株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に分類して支給することを提案する。
- (2) 株式会社レナウンの取締役の報酬等の算定の基準及び変更の理由は、それぞれ以下のとおりである。
 - (a) 年額報酬
上記のとおり、業績連動の報酬制度の導入その他諸般の事情を考慮して、株式会社レナウンの取締役の報酬総額を前記第5号議案1. 提案の内容(1)(a)のとおり改定する。
 - (b) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等
今般、業績連動の報酬制度の導入に伴い、株式会社レナウンの取締役について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも同社の株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとする。
なお、当該株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、前記第5号議案1. 提案の内容(1)(a)記載の年額報酬の減額部分を基準として決定している。また、その具体的内容は、新株予約権が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられる株式報酬型ストックオプションであること等から、相当性を有するものと考えられる。

株主提案に係る議案3 従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

1. 提案の内容

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、株式会社レナウン及びグループ会社の従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を同社の取締役会に委任する。

(1) 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
株式会社レナウンは、長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、同社及びグループ会社の従業員に対し新株予約権を無償で発行する。

(2) 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(a) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(c)に定める内容の新株予約権10万個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、株式会社レナウン普通株式1000万株を上限とし、下記(c)①により付与株式数（後に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(b) 新株予約権と引換えに払込む金銭

その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭を払込むことを要しないものとする。

(c) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は株式会社レナウン普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、株式会社レナウンが同社普通株式につき、株式分割（同社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、株式会社レナウンは、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における株式会社レナウン普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

i 割当日後、株式会社レナウンが同社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

ii 割当日後、株式会社レナウンが同社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、同社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、株式会社レナウンの発行済普通株式総数から同社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
平成23年6月1日から平成31年5月31日までの期間内で株式会社レナウンの取締役会が定める期間とする。
- ④ 株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、株式会社レナウンの取締役会の決議による承認を要する。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
以下のi、ii、iii、ivまたはvの議案につき株式会社レナウンの株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、同社の取締役会決議がなされた場合）は、同社の取締役会が別途定める日に、同社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 株式会社レナウンが消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 株式会社レナウンが分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 株式会社レナウンが完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 株式会社レナウンの発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について同社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社レナウンの承認を要することもしくは当該種類の株式について同社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
株式会社レナウンが、合併（株式会社レナウンが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ株式会社レナウンが分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ株式会社レナウンが完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、

「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
下記⑨に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

2. 提案の理由

株式会社レナウンにおいては、前記のとおり業績の低迷状況に鑑み、同社グループ一丸となって早期の経営再建、黒字化を目指す必要性が認められるところ、目下のコストを削減する一方、同社及びそのグループ会社の従業員に対して、特に有利な条件でのストックオプションを付与することにより、将来の株式価値と連動した成功報酬を与えることで、従業員の業績向上に対する意欲及び士気を一層高めることが上記目的に資するとの見地から、前記第6号議案1.提案の内容記載の新株予約権の発行を提案する。

以 上